事　務　連　絡
令和８年３月３日

各都道府県
（障害保健福祉部（局）
衛生主管部（局）
介護保険担当主管部（局）
障害児支援主管部（局）
母子保健主管部（局））
各都道府県教育委員会特別支援教育主管課
各指定都市教育委員会特別支援教育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人事務担当課
構造改革特別区域法第12条第１項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社主管課
御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省健康・生活衛生局健康課
厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課
厚生労働省医薬局医療機器審査管理課
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課
こども家庭庁支援局障害児支援課
こども家庭庁成育局母子保健課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
内閣府政策統括官（共生・共助担当）付参事官（障害者施策担当）

難聴に関する普及啓発の一層の推進について（依頼）

平素より厚生労働行政、こども家庭行政及び文部科学行政に御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。

難聴（障害に至らないものも含む。以下同じ。）は、様々な原因で生じる幅

広い世代に関係するものであり、本人や家族が気づかないうちに進行してしまうことや QOL の低下につながること、社会参加に支障をきたすこと等も指摘されております。そのため、広く予防を促進するとともに、難聴の早期発見・早期介入につなげていくため、普及啓発の取組が重要です。

各都道府県等におかれては、これまでも、普及啓発を含め難聴に関する対策について種々取り組んでいただいておりますが、３月３日が関係学会において「耳の日」、ＷＨＯ（世界保健機関）において「世界耳の日」とされていること等を踏まえ、下記を参照しつつ、保健、医療、福祉及び教育部局並びに医療機関等の関係機関が連携しながら、一層の普及啓発に取り組んでいただくよう、改めてお願いいたします。

本事務連絡の内容について、各都道府県障害保健福祉部局等におかれては管内市町村（特別区を含む。）の関係部局に対し、周知の上、必要に応じて関係団体等への周知をお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く）町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法第 12 条第１項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社主管課におかれては、所轄の学校に対し、附属学校を置く国立大学法人事務担当課におかれては、附属の学校に対し、周知いただくようお願いいたします。

なお、学校への周知にあたっては、学校の負担軽減を図るため、聴覚障害のある幼児児童生徒の在籍校や在籍予定校に限定するなど、周知先を適切にご判断いただくようお願いします。

記

〇厚生労働大臣による会見における発信

…　３月３日が関係学会において「耳の日」、ＷＨＯ（世界保健機関）において「世界耳の日」とされていること等を踏まえ、同日、厚生労働大臣から難聴の予防や早期対応について呼びかけました。後日、以下のウェブサイトに会見概要が公開されますので、御参照ください。

大臣記者会見　｜厚生労働省

〇厚生労働省ウェブサイト「難聴に関する特設ページ」

関連リンク集｜厚生労働省「聞こえにくさ」感じていませんか？

…　今般、より多くの方に必要な情報が行き届くよう、また、普及啓発の取組に資するよう、関係府省庁・関係団体の難聴に関連するウェブサイトを一覧

化しましたので、御参照ください。
＜掲載している主な情報＞
・　難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた取組実施のための手引き
難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた取組実施のための手引き
・　騒音障害防止のためのガイドライン（令和５年４月改訂）
騒音障害防止対策　｜厚生労働省
・　健康づくりサポートネット　「ヘッドホン（イヤホン）難聴」（リーフレット・ポスター）
あなたにもヘッドホン難聴のリスクあり！（リーフレット）
・　ヘッドホン（イヤホン）難聴の予防（テレビＣＭ）
ヘッドホン（イヤホン）難聴の予防 ｜ 政府広報オンライン
・　障害者差別解消法に基づく差別解消法事例（事例集、データベース）
障害者差別解消法に基づく差別解消法事例（事例集、データベース）
・　聴覚障害者等の電話利用の円滑化
聴覚障害者等の電話利用の円滑化｜情報アクセシビリティポータルサイト｜総務省
・　補聴器の使用を検討中の皆様、そして、ご家族等の周囲の皆様へ
補聴器の使用を検討中の皆様、そして、ご家族等の周囲の皆様へ ｜ 消費者庁
・　補聴器の適正な販売等の徹底について
補聴器の適正な販売等の徹底について
・　新生児聴覚検査
【通知】新生児聴覚検査の実施について
・　お子さんのきこえのハンドブック
お子さんのきこえのハンドブック きこえない・きこえにくいお子さんのために
・　聴覚障害教育の手引
聴覚障害教育の手引：文部科学省

以上

（照会先）
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課　大山
電話：03-3595-2389